

第五十八回
国会

参議院議院運営委員会會議録第十号

昭和四十三年四月四日(木曜日)
午後一時三十七分開会

委員の異動

三月二十六日

山内 一郎君

補欠選任
内田 芳郎君

三月二十七日

高橋雄之助君

補欠選任
園田 清充君

内田 芳郎君

山内 一郎君

三月三十日

西村 尚治君

奥村 悦造君

山内 一郎君

補欠選任
杉原 荒太君

出席者は左のとおり。

委員長

徳永 正利君

理事

木村 睦男君

沢田 一精君

藤田 正明君

永岡 光治君

多田 省吾君

委員

鹿島 俊雄君

土屋 義彦君

中津井 真君

西田 信一君

林田悠紀夫君

丸茂 重貞君

宮崎 正雄君

重宗 雄三君

河野 謙三君

議長
副議長

政府委員

科学技術政務次官 天野 光晴君

厚生政務次官 谷垣 專一君

事務局側

事務総長 宮坂 完孝君

事務次長 岸田 実君

議事部長 海保 勇三君

委員部長 佐藤 吉弘君

記録部長 若江 幾造君

警務部長 西村 健一君

庶務部長 上野山正輝君

管理部長 二見 次夫君

法制局側

法制局長 今枝 常男君

本日の會議に付した案件

○科学技術會議議員の任命同意に関する件

○社会保険審査会委員の任命同意に関する件

○本會議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

○委員長(徳永正利君) 議院運営委員会を開会いたします。

科学技術會議議員及び社会保険審査会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

政府委員の説明を求めます。天野科学技術政務次官。

○政府委員(天野光晴君) 科学技術會議議員の任命につき両議院の同意を求める件につき、御説明申し上げます。

科学技術會議議員兼重寛九郎及び杉野目晴貞の両君は、三月三十一日任期満了となりましたが、両君を再任いたしたく、科学技術會議設置法第七

条第一項の規定により、両議院の同意を求めるた

め、本件を提出いたしました。

両君の経歴につきましては、お手元の履歷書で御承知願いたいと存じますが、いずれも科学技術に關してすぐれた識見を有しますので、科学技術會議議員として適任であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに同意されるようお願いします。

○委員長(徳永正利君) 谷垣厚生政務次官。

○政府委員(谷垣專一君) 社会保険審査会委員の任命につき両議院の同意を求める件につき、御説明申し上げます。

社会保険審査会委員川嶋三郎君は、四月十二日に任期満了となりますが、同君を再任いたしたく、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二

条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため、本件を提出いたしました。

同君の経歴につきましては、お手元の履歷書で御承知願いたいと存じますが、同君は、人格高潔であつて、社会保険に関する識見を有し、かつ社会保険に関する学識経験を有する者でありますので、社会保険審査会委員として適任であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに同意されますようお願いします。

○委員長(徳永正利君) 別に御発言もなければ、ただいま説明の人事案件につき、いずれも同意を与えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、本會議における議

案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、先般内閣から予備審査のため送付されました「公衆電気通信法の一部を改正する法律案」につき、その趣旨説明を聴取するとともに、日本社会党一人、十五分の質疑を行なうことに意見が一致いたしました。

右理事会申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これにて散会いたします。

午後一時四十分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

〔予備審査のための付託は同日〕

一、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(衆)

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(互助年金等)」に改め、同条中「年金」を「年金等」に改める。

第二条の見出しを「(互助年金及び互助一時金)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「互助一時金」とは、退職

一時金及び遺族一時金をいう。

第四条の見出し中「端数計算」を「互助年金等の端数計算」に改め、同条第二項中「互助年金の年額」の下に「及び互助一時金の額」を加える。

第五条第一項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加え、同条第二項及び第三項中「五十歳」を「四十五歳」に改める。

第六条第一項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加え、「その権利」を「互助年金を受ける権利」に改め、同条第二項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を、「普通退職年金」の下に「及び退職一時金」を加える。

第七条中「及び遺族扶助年金」を、「遺族扶助年金及び遺族一時金」に改める。

第八条の見出し中「互助年金」を「互助年金等の」に改める。

第九条に次の一項を加える。

4 既に退職一時金を受けた者で国会議員として再就職したものに普通退職年金を給する場合における当該年金の年額は、前二項の規定により算出した金額から、その者が受けた退職一時金の総額の十分の一に相当する金額（以下この項において「控除金額」という。）を控除した金額とし、その控除は、当該控除金額の総額が当該退職一時金の総額に相当する額に達するまで行なうものとする。ただし、当該控除を受けることとなる者が、政令で定めるところにより、当該退職一時金の総額に相当する金額を一時に国庫に納付した場合、この限りでない。

第十条第二項中「前条」を「前条（第四項を除く。）」に、「同条」を「同条（第四項を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前条第四項の規定は、既に退職一時金を受けた者でその後公務傷病年金を給すべき事由が生じたものに公務傷病年金を給する場合に

おける当該年金の年額について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「第十条第二項」と読み替えるものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

（退職一時金）

第十条の二 国会議員が在職期間三年以上十年未満で退職したときは、その者に退職一時金を給する。ただし、任期満了又は衆議院の解散により退職した者がその退職の日から四十日以内に国会議員として再就職した場合は、この限りでない。

2 退職一時金を受ける権利を有する者が当該退職一時金を受けないで国会議員として再就職したときは、当該退職一時金を給しない。

3 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る納付金の総額の百分の八十に相当する金額とする。

4 既に退職一時金を受けた者で国会議員として再就職したものに再び退職一時金を給する場合における当該退職一時金の額は、前項の規定により算出した金額から既に受けた退職一時金の額に相当する金額を控除した金額とする。

第十二条各号列記以外の部分中「在職期間」を「国会議員の在職期間」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第一号の二に掲げる期間については、普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利の基礎となる在職期間を計算する場合、この限りでない。

第十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第五条第一項の規定により退職一時金を受ける権利が消滅した場合において、その権利の基礎となつた在職期間

第十二条第二号中「互助年金」を「普通退職年金、公務傷病年金又は退職一時金」に改める。

第十三条（見出しを含む）中「又は公務傷病年金」を「公務傷病年金又は退職一時金」に改める。

金」を、「公務傷病年金又は退職一時金」に改める。

第十五条第一項中「年齢満五十歳に達する月まではその全額を」年齢満四十五歳に達する月まではその全額、満四十五歳に達した月の翌月から満五十歳に達する月まではその十分の五に相当する金額」に改める。

第十六条第一項中「五十五万円」を「二十万円」に、「九十一万円」を「五十六万円」に、「一百一十万円」を「七十五万円」に、「一百一十二万円」を「二百一十万円」に、「一百一十五万円」を「二百六十五万円」に改める。

第十九条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、既に退職一時金を受けた者に係る遺族扶助年金の年額については、次の各号に掲げる金額につき、第九条第四項の規定を適用して算出するものとする。

第十九条第二項第一号中「これに給すべき普通退職年金の金額」を「第九条（第四項を除く。以下この項において同じ。）の規定によりこれに給すべき普通退職年金の金額」に、同項第二号中「当該年金の金額」を「第九条の規定によりこれに給すべき普通退職年金の金額」に改める。

第十九条の二中「その二百六十六分の百十六」を「その年額（既に退職一時金を受けた者に係る遺族扶助年金の年額）について前条第二項後段の規定により第九条第四項の規定の適用がある場合においても、当該年額は同条同項の規定の適用がないものとして算出した年額とする。」の二百六十六分の百十六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（遺族一時金）
第十九条の三 国会議員が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときは、その者の遺族に遺族一時金を給する。

2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の

の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

第二十条中「遺族扶助年金を給する場合について」の下に「同法第七十二条（兄弟姉妹に関する部分を除く。）、第七十三条、第七十三条ノ二、第七十四条及び第七十四条ノ二（第三項を除く。）の規定は遺族一時金を給する場合についてを、」互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十一条の見出し中「互助年金」を「互助年金等」に改め、同条第一項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十二條第一項及び第三項中「互助年金」の下に「又は互助一時金」を、同条第二項中「互助年金」の下に「又は互助一時金」を、「遺族扶助年金」の下に「又は遺族一時金」を加える。

第二十三條第一項中「百分の四」を「百分の四・七」に改め、同条第二項中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十四条中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

第二十五条に次の一項を加える。
2 普通退職年金、公務傷病年金又は遺族扶助年金と退職一時金又は遺族一時金とは、併給しない。

第二十九條中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

附則第六項中「第九条の規定により算出した年額」を「第九条の規定により算出した年額（既に退職一時金を受けた者については同条第四項の規定により算出した年額）に改める。」（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「十五万円」を「十八万円」に改める。
（国会における各会派に対する立法事務費の交

付に關する法律の一部改正)

第三条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五万円」を「六万円」に改める。

(国会議員の秘書の給料等)に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条」の下に「秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額」とあるのは「秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額及びその俸給月額に一般職の職員との給与に關する法律第十一条の三第二項第一号に掲げる割合(以下この項において「甲地の調整手当に係る割合」という。)を乗じて得た額の合計額」とを加え、「一般職の職員の給与に關する法律第十一条の三第二項第一号に掲げる割合」を「甲地の調整手当に係る割合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

(退職一時金)に關するこの法律の施行前の在職期間の通算)

2 改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という。)の規定による退職一時金については、改正前の国会議員互助年金法(以下「旧法」という。)の規定による国会議員としての在職期間とは、新法の規定による国会議員としての在職期間とみなし、新法の在職期間の計算に關する規定を適用する。

(旧法の規定による在職期間を有する者に係る退職一時金の額の特例)

3 国会議員で旧法の規定による国会議員としての在職期間を有する者がこの法律の施行後に退職し、退職一時金を受けることとなる場合における当該退職一時金の額は、新法第十条の二の規定により算出した金額から、旧法の施行の日から昭和四十三年三月三十一日までの在職期間中に受けた歳費の総額の百分の〇・六に相当する金額を控除した金額とする。

(読替規定)

4 昭和四十三年四月一日からこの法律の施行の日までの間に、新法の規定による互助一時金を受けるべき事由が生じたときは、当該互助一時金を受ける権利については、新法第五条第一項中「これを受けるべき事由が生じた日」とあるのは「国会議員互助年金法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)の施行の日」と読み替えて、同条同項の規定を適用する。

(納付金に關する経過措置)

5 この法律の施行前に旧法の規定により納付された昭和四十三年四月分の納付金は、新法の規定による同年同月分の納付金の一部とみなし、当該残余の納付金の納付については、政令で定める。

(立法事務費の内払)

6 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十三年四月一日以後の分として既に交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。

(国会議員の秘書の給料の内払)

7 昭和四十三年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、国会議員の秘書の給料等に關する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定に基づいて国会議員の秘書(特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第三に掲げる秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額に相当する額の給料月額を受ける国会議員の秘書をいう。)に対し既に支払われた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定により読み替えられた国会議員の秘書の給料等に関する法律第一条の規定による給料の内払とみなす。

正する法律附則第二項の規定により読み替えられた国会議員の秘書の給料等に関する法律第一条の規定による給料の内払とみなす。

(総理府設置法の一部改正)

8 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七号第五号中「互助年金」の下に「及び互助一時金」を加える。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四億二千三百五十万円であつて、昭和四十三年度予算に計上するものである。

第九号中正誤

ページ 段 行

誤

正

二 二 終わり 更正保護会

更正保護会

昭和四十三年四月九日印刷

昭和四十三年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局